補助金・手当

健康づくりの取り組みを応援します

香美市民の健康づくり活動と、地域における人と人のつながりを強める活動に取り組む団体（5人以上）に補助金を交付します。

詳しい内容については、お問い合わせください。

【事業名】 健康づくり地域ネットワーク推進事業

【対象】 30歳以上の香美市民で構成される団体

【受付期間】
8月3日～8月31日

【補助金額】
1団体につき上限10万円

【選考方法】 書類選考

【事業内容】
※次の1と2両方の事業を行うこと（2の事業は①～④のうち1つ以上）
1、健康に関する運動や講演会など
2、地域での人と人のつながりを強める活動
①団体内でのお互いの見守り
②取り組む事業への勧誘
③地域住民に対するがん検診の受診勧奨や健康に関する啓発
④地域内での訪問・声かけなどによる独居高齢者等の定期的な見守りなど

【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課　健康づくり班　☎52・9282
※支所では受け付けできません。

児童扶養手当現況届をお忘れなく

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に対し、支給される手当です。現在受給している方は、毎年8月中に現況届を提出してください。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、**一部支給停止適用除外事由届出書**を、この現況届と共に、毎年8月中に提出してください。

【問い合わせ先】
福祉事務所　☎53・3117
香北支所　☎52・9285
物部支所　☎52・9288

森林所有者の皆さんへ

間伐で森を豊かに

間伐を進めるための**支援制度**があります

地域でまとまって森林施業を行うことで、より収入につながる間伐をすることができます。

大切な森林を次世代につなぐために、支援制度を活用して間伐を進めましょう。

©やなせたかし
さんれい さんちゃん

間伐をはじめるには

いざ間伐しようと思っても、何から手をつければいいか…。まずは相談してみましょう。

◆香美森林組合　☎59－2004
◆香美森林組合国見支所　☎57－9114
◆物部森林組合　☎58－3115

間伐の作業や、補助申請等の事務手続きを代行し、山林の管理について、さまざまなアドバイスを行います。

どんな支援があるの？

©やなせたかし
森のモリくん

◆造林事業（国庫事業）
山林を集約化して間伐等をする場合
森林経営計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。
※森林所有者は、作業や事務を**森林組合・林業事業体などに委任**することもできます。
（例）①間伐等の施業、補助金の申請
②補助金の申請のみ（間伐は森林所有者本人が行う場合）

◆緊急間伐総合支援事業（県事業）
自分で自分の山を手入れする場合
補助率・補助要件等、詳しくは産業振興課林政係までお問い合わせください。

◆森林資源再生支援事業（県事業）
伐採跡地への新植、シカ防護ネット、下刈り（隔年）への補助
補助率・補助要件等、詳しくは産業振興課林政係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
産業振興課林政係　☎52－9283

介護保険施設の費用が軽減されます

介護保険施設への入所、またはショートステイ（短期入所）を利用している方で、次の要件に該当の方は、申請により食事代・居住費が軽減されます。

所得等に応じた負担限度額を自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

また、有効期限が平成27年7月末の認定証を所持し、手続きを終えていない方は更新の手続きをお願いします。

【該当要件】 住民税非課税世帯であり、世帯分離している配偶者も住民税非課税で、かつ預貯金等が単身の方は1千万円、夫婦の方は2千万円以下の方。

【対象施設】 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
※ケアハウス、グループホームは含みません。

【手続きに必要なもの】
介護保険被保険者証・印鑑・預貯金額がわかる通帳

【問い合わせ先】
健康介護支援課社会長寿班
☎52・9280

地籍調査

今年度の地籍調査は次の区域を行います

地籍調査は、土地の戸籍調査ともいうべき基礎的な調査です。現在、登記所に備えられている地図や登記簿のほとんどは、明治初期の地租改正によって作られたものです。そのため、地図は境界の形状などが現地とは異なる場合があり、登記簿に記載された面積も正確ではない場合があります。地籍調査では、所在・地番・地目・登記簿に記載されている所有者・境界の確認を行うとともに、境界の測量および面積の測定を行います。

香美市でも、昭和63年度から地籍調査事業を実施しています。今年度は、次の4地区の調査を行います。ご協力をお願いします。

【調査地区】
◆業者委託
①土佐山田町西又の一部
②香北町谷相の一部および香北町東山
③物部町大栃・柳瀬・押谷の各一部
◆市役所調査
④香北町有瀬の一部
※調査区域内では、テープを巻いた竹杭やプラスチック杭等を使用しますので、むやみに抜かないようにお願いします。

【問い合わせ先】 建設課地籍調査班☎53・3118

障害者福祉の各種手当

届け出が必要です

各種手当所得状況届　8月中に提出を！

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要です。対象者は所得状況届を毎年8月中に提出してください。

各種手当のご案内

◆特別障害者手当
月額26,620円。心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし施設に入所している方や3カ月以上入院中の方は申請できません。

◆障害児福祉手当
月額14,480円。心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している方や公的障害年金を受給している方は申請できません。

◆特別児童扶養手当
月額1級（重度）51,100円・2級（中度）34,030円。心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母や療育者の方に支給されます。ただし、対象児童が施設に入所している場合や、公的障害年金を受給している場合には申請できません。

※申請に診断書等所定の書類が必要です。なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の前年所得が一定額を超える場合は受給できません。

◆問い合わせ・提出先
福祉事務所　☎53－3117
香北支所　☎52－9285
物部支所　☎52－9288